

## ○個人情報保護委員会規則 号

個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十九年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整理に関する規則

（特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正）

第一条 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第二条第一号中「第二十七条第一項第一号から第四号まで」を「第二十八条第一項第一号から第四号まで」に改め、同条第二号中「第二十七条第一項第一号から第六号まで」を「第二十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第三条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第四条の見出し中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第一号中「第六条」を「第九条」に、「第四条第一号若しくは第二号」を「第七条第一号若しくは第二号」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第二号中「行政機関個人情報保護法第二条第四項第二号」を「行政機関個人情報保護法第二条第六項第二号」に、「独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項第二号」を「独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項第二号」に、「第二条第二項第二号」を「第二条第四項第二号」に改め、同条第六号中「」以外のもの」の下に「並びに法第十九条第八号に規定する条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルであつて、当該条例事務関係情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事

務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)をいう。)以外のものを加える。

第五条第一項並びに第七条第一項、第二項及び第六項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第八条中「第二十七条第一項前段、第二項前段及び第三項」を「第二十八条第一項前段、第二項前段及び第三項」に改める。

第九条及び第十条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第十一条中「第二十七条第一項及び第二項」を「第二十八条第一項及び第二項」に改める。

第十二条中「第二十七条第一項第七号」を「第二十八条第一項第七号」に改める。

第十三条中「第二十七条第四項」を「第二十八条第四項」に改める。

第十四条第一項及び第十五条中「第二十七条第四項」を「第二十八条第四項」に、「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第十六条中「第二十七条第四項」を「第二十八条第四項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報情報の提供に関する規則の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十五号に基づ

き同条第十三号に準ずるものとして定める特定個人情報情報の提供に関する規則

本則中「第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号」を「第十九条第十三号に準ずるものとして同条第十五号」に改める。

本則第四号中「条例の規定に基づき当該不服申立て」を「当該不服申立て」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をす  
る職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部改正）

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則（第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の各規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則

本則中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十条第二項の証明書は、別記様式1によるものとし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に、「別記様式」を「別記様式2」に改める。

別記様式を次のように改め、同様式を別記様式2とする。

（様式2）

附則の次に別記様式1として次のように加える。

(様式1)

(特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部  
改正)

第四条 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の四」を「第二十九条の四」に改める。

#### 附 則

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。

別記様式 1

第 号	
身 分 証 明 書	
写  真	所属
	官職
	氏名
	年 月 日生 年 月 日交付
上記の者は、個人情報の保護に関する法律第四十条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
発行者名 印	

(備考) 1 この用紙の大きさは、縦 54 mm、横 85 mmとする。

2 発行者は、個人情報保護委員会、内閣総理大臣、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。）、同法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、国家公安委員会、警察庁長官、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部若しくは同法第三十条第一項の地方機関の長、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の庁の長、同法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長又は同法第二十条第一項若しくは第二項の職とする。

別記様式 2

第 号 身 分 証 明 書	官職	年 月 日生
	氏名	年 月 日交付
写 真	上記の者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条第二項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
	個人情報保護委員会 印	

(備考) 1 この用紙の大きさは、縦 54mm、横 85mmとする。

2 個人情報の保護に関する法律第 40 条第 1 項に基づく立入検査を合わせて実施する場合は、同規定を併記する。

○ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定個人情報保護評価の実施）</p> <p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価（以下単に「特定個人情報保護評価」という。）は、法第二十八条の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十条の規定及びこの規則の規定並びに法第二十七条第一項の規定に基づき個人情報保護委員会が定める指針（以下単に「指針」という。）に基づいて実施するものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定する行政機関の長等（以下単に「行政機関の長等」という。）が、指針で定めるところにより、<u>法第二十八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。</u></p> <p>二 重点項目評価書 行政機関の長等が、指針で定めるところにより、<u>法第二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性の</u></p>	<p>（特定個人情報保護評価の実施）</p> <p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価（以下単に「特定個人情報保護評価」という。）は、法第二十七条の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十条の規定及びこの規則の規定並びに法第二十六条第一項の規定に基づき個人情報保護委員会が定める指針（以下単に「指針」という。）に基づいて実施するものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定する行政機関の長等（以下単に「行政機関の長等」という。）が、指針で定めるところにより、<u>法第二十七条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。</u></p> <p>二 重点項目評価書 行政機関の長等が、指針で定めるところにより、<u>法第二十七条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性の</u></p>

ある要因の概要を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。

三（略）

（特定個人情報保護評価の計画等を記載した書面等の提出）

第三条 行政機関の長等は、法及びこの規則の規定に基づき、基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十八条第一項に規定する評価書を個人情報保護委員会に提出するときは、当該行政機関の長等が実施する特定個人情報保護評価の計画その他指針で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を併せて提出するものとする。

（法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル）

第四条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。次号において「行政機関個人情報保護法」という。）
- （第十条第二項第三号若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第九条に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。次号において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）
- （第十一条第二項第一号若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）第七条第一号若しくは第二号に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は行政機関の長等（行政機関の長及び独立行政法人等を除く。）の役員若しくは職員若しくはこれ

ある要因の概要を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。

三（略）

（特定個人情報保護評価の計画等を記載した書面等の提出）

第三条 行政機関の長等は、法及びこの規則の規定に基づき、基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十七条第一項に規定する評価書を個人情報保護委員会に提出するときは、当該行政機関の長等が実施する特定個人情報保護評価の計画その他指針で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を併せて提出するものとする。

（法第二十七条第一項の特定個人情報ファイル）

第四条 法第二十七条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。次号において「行政機関個人情報保護法」という。）
- （第十条第二項第三号若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第六条に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。次号において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）
- （第十一条第二項第一号若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）第四条第一号若しくは第二号に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は行政機関の長等（行政機関の長及び独立行政法人等を除く。）の役員若しくは職員若しくはこれ

らの職にあつた者若しくはこれらの者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。次号において「個人情報保護法」という。）第二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項若しくはこれらに準ずる事項を記録するものうち、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

二 行政機関個人情報保護法第二条第六項第二号に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項第二号に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第四項第二号に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

三〇五（略）

六 法第十九条第七号に規定する情報照会者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報ファイルであつて、法別表第二の第二欄に掲げる事務において保有するもの以外のもの及び法第十九条第七号に規定する情報提供者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報ファイルであつて、当該情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報を記録するものに限る。）以外のもの並びに法第十九条第八号に規定する条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルであつて

、当該条例事務関係情報提供者が個人番号を用いる事務において保

らの職にあつた者若しくはこれらの者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。次号において「個人情報保護法」という。）第二条第二項に規定する個人情報データベース等であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項若しくはこれらに準ずる事項を記録するものうち、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

二 行政機関個人情報保護法第二条第四項第二号に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項第二号に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項第二号に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

三〇五（略）

六 法第十九条第七号に規定する情報照会者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報ファイルであつて、法別表第二の第二欄に掲げる事務において保有するもの以外のもの及び法第十九条第七号に規定する情報提供者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報ファイルであつて、当該情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報を記録するものに限る。）以外のもの

有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に依じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）をいう。）以外のもの

七〇十（略）

（基礎項目評価）

第五条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、基礎項目評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、次条第一項、第七条第一項及び法第二十八条第一項の規定により重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2（略）

（地方公共団体等による評価）

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前において

七〇十（略）

（基礎項目評価）

第五条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、基礎項目評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、次条第一項、第七条第一項及び法第二十七条第一項の規定により重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2（略）

（地方公共団体等による評価）

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十七条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前において

は、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

3（5）（略）

6 地方公共団体等は、前項の規定により法第二十八条第一項に規定する評価書を提出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

（行政機関等による評価）

第八条 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により行政機関の長等（地方公共団体等を除く。以下この条において同じ。）が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル（当該特定

個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は第六条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）が、第四条第八号イ若しくはロ又は第六条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないときは、行政機関の長等は、法第二十八条第一項前段、第二項前段及び第三項に規定する手続を経て、同条第四項に規定する公表を行うものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

（公示の時期）

第九条 行政機関の長等は、法第二十八条第一項の規定による評価書の公示を行うに当たっては、指針で定めるところにより、当該評価書に

は、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法第二十七条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

3（5）（略）

6 地方公共団体等は、前項の規定により法第二十七条第一項に規定する評価書を提出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

（行政機関等による評価）

第八条 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により行政機関の長等（地方公共団体等を除く。以下この条において同じ。）が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル（当該特定

個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は第六条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）が、第四条第八号イ若しくはロ又は第六条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないときは、行政機関の長等は、法第二十七条第一項前段、第二項前段及び第三項に規定する手続を経て、同条第四項に規定する公表を行うものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

（公示の時期）

第九条 行政機関の長等は、法第二十七条第一項の規定による評価書の公示を行うに当たっては、指針で定めるところにより、当該評価書に

係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものであるときは、当該特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前に、当該評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものでないときは、当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当たり必要な事項の検討と併せて行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、行政機関の長等は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに法第二十八条第一項の規定による評価書の公示を行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

#### (公示の特例)

第十条 行政機関の長等は、法第二十八条第一項に規定する公示を行うに当たり、当該公示に係る評価書が犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであるときは、その全部又は一部を公示しないことができる。

2 前項の場合を除くほか、行政機関の長等は、法第二十八条第一項に規定する評価書に記載した事項を公示することにより、特定個人情報

に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものであるときは、当該特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前に、当該評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものでないときは、当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当たり必要な事項の検討と併せて行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、行政機関の長等は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに法第二十七条第一項の規定による評価書の公示を行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

#### (公示の特例)

第十条 行政機関の長等は、法第二十七条第一項に規定する公示を行うに当たり、当該公示に係る評価書が犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであるときは、その全部又は一部を公示しないことができる。

2 前項の場合を除くほか、行政機関の長等は、法第二十七条第一項に規定する評価書に記載した事項を公示することにより、特定個人情報

の適切な管理に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、評価書に記載する事項の一部を公示しないことができる。

(重要な変更)

第十一条 法第二十八条第一項及び第二項の個人情報保護委員会規則で定める重要な変更は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの(指針別表で規定、様式で該当項目は※付き)とする。

(記載事項)

第十二条 法第二十八条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因とする。

(評価書の公表)

第十三条 法第二十八条第四項の規定による評価書の公表については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(評価書の修正)

第十四条 行政機関の長等は、少なくとも一年ごとに、法第二十八条第四項の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書)に記載した事項の見直しを行うよう努めるものとし、行政機関の長等が重大事故を発生させた場合その他当該評価書に記載した事項に変更があった場合(法第二十八条第一項に規定する重要な変更を除く。)は、速

の適切な管理に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、評価書に記載する事項の一部を公示しないことができる。

(重要な変更)

第十一条 法第二十七条第一項及び第二項の個人情報保護委員会規則で定める重要な変更は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの(指針別表で規定、様式で該当項目は※付き)とする。

(記載事項)

第十二条 法第二十七条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因とする。

(評価書の公表)

第十三条 法第二十七条第四項の規定による評価書の公表については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(評価書の修正)

第十四条 行政機関の長等は、少なくとも一年ごとに、法第二十七条第四項の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書)に記載した事項の見直しを行うよう努めるものとし、行政機関の長等が重大事故を発生させた場合その他当該評価書に記載した事項に変更があった場合(法第二十七条第一項に規定する重要な変更を除く。)は、速

やかに当該評価書を修正し、個人情報保護委員会に提出するものとする。

2・3 (略)

(一定期間経過後の特定個人情報保護評価)

第十五条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第五条第二項の規定による公表をした日、第六条第三項の規定による公表をした日、第七条第六項の規定による公表をした日又は法第二十八条第四項の規定による公表をした日(第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日)から一定期間を経過するごとに、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十八条第一項に規定する評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとする。

(事務の実施をやめた旨の通知)

第十六条 行政機関の長等は、第五条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規定による公表をした重点項目評価書、第七条第六項の規定による公表をした評価書及び法第二十八条第四項の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書)に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務の実施をやめたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知するものとする。

やかに当該評価書を修正し、個人情報保護委員会に提出するものとする。

2・3 (略)

(一定期間経過後の特定個人情報保護評価)

第十五条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第五条第二項の規定による公表をした日、第六条第三項の規定による公表をした日、第七条第六項の規定による公表をした日又は法第二十七条第四項の規定による公表をした日(第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日)から一定期間を経過するごとに、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十七条第一項に規定する評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとする。

(事務の実施をやめた旨の通知)

第十六条 行政機関の長等は、第五条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規定による公表をした重点項目評価書、第七条第六項の規定による公表をした評価書及び法第二十七条第四項の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書)に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務の実施をやめたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知するものとする。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十五号に基づき同条第十三号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十三号に準ずるものとして同条第十五号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。）について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあった場合において、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。）について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあった場合において、条例の規定に基づき当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の各規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十条第二項の証明書は、別記様式1によるものとし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条第二項の証明書は、別記様式2によるものとする。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。</p>

○ 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）  
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特定個人情報の安全に係る重大な事態）</p> <p>第二条 法第二十九條の四に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態は、次に掲げる事態とする。</p> <p>一 四（略）</p>	<p>（特定個人情報の安全に係る重大な事態）</p> <p>第二条 法第二十八條の四に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態は、次に掲げる事態とする。</p> <p>一 四（略）</p>